

## 国民健康保険での「無保険の子ども」に関する緊急要望書

2008年12月4日

藍住町長 殿

徳島県社会保障推進協議会

会 長 石川 浩

徳島県生活と健康を守る会連合会

会 長 板東 光美

徳島市末広4丁目4-23 電話 626-5561

新日本婦人の会 藍住支部

中山 幸

全日本年金者組合 藍住支部

、 胡田 文子

徳島健康生活協同組合 藍住支部

林 寿子

子供への資格証明書の発行を中止し、

「無保険の子ども」をなくして下さい

貴職におかれましては、住民の健康増進のためにご尽力されていることに敬意を表します。

平成20年10月30日に厚生労働省保険局国民健康保険課から「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」という通知が出され、10月31日に徳島県保健福祉部医療健康政策局長通知が出されました。親など保護者が国民健康保険税を滞納したため保険証を返還させられて無保険状態になっている中学生以下の子どもが全国で32903人、徳島県でも191人、藍住町では15人という調査結果が出されました。保険証の取り上げにより全国で受診が遅れて、手遅れで亡くなる事件が相次ぐ中で、せめて子どもには資格証明書を発行しないで欲しいという要請の中で初めて行われた調査です。

貧困や格差の広がりを反映して、国民健康保険は無職世帯や低所得世帯が大半を占めています。にもかかわらず補助金を減らし社会保障制度の一環である国民健康保険での国の責任を投げ捨ててきた結果、払えないほど高い国民健康保険税になっています。資格証明書や短期保険証などの制裁措置は滞納の原因を滞納世帯の責任におしつけるものです。さらに、子どもにまでその責任を負

わせ保険証を取り上げることは人道的にも許されないことです。また修学旅行時など資格証明書は子どもの心を深く傷つけます。子どもには滞納の責任はありません。子どもは体が弱く病気にかかりやすいため安心して医療を受けられるよう県や市町村で乳幼児医療制度を設けていますが資格証ではいったん10割払わなければならないため利用することができません。経済的困窮が社会に広がる中で、子どもが医療を受けられない状態を早急に改善されるよう、下記の事項について要望いたします。

- (1) ①まず通知を実効あるものにするために、ただちに子どものいる資格証明書発行の世帯に通知の内容を周知徹底して下さい。  
②通知によると「自己負担は困難と自治体窓口申し出た場合短期保険証を発行するなど十分な配慮をすること」となっていますが、子どもはいつ病気になるか分からないので少なくとも子どものいる世帯には早急に保険証を発行するとともに、今後は子どもには資格証明書は発行しないで下さい。
- (2) 資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取り組みの調査結果では文書催告のみとなっています。通知では機械的な発行をいましめ、「滞納者の実情を把握するため接触の機会を確保」を求めています。実情把握ができていないのであればいったん資格証明書をとりやめて下さい。
- (3) 資格証明書発行世帯の所得階層以前お聞きしたところ所得の低い世帯にも発行されてきました。生活保護基準以下の世帯はいったん10割払えませんがありません。憲法25条の最低限度の生活保障を守るため、生活保護基準以下の生活困窮世帯への発行を止めて下さい。
- (4) 貧困や格差が進行する中で、町民の中で経済的に困窮する世帯が増加しています。生活の状況を十分把握し福祉事務所などと連携を図るとともに、憲法25条が保障する市民の健康で文化的な生活を守るため、国保税の減免対象を生活保護基準をもとに拡充して下さい。